第6号議案

総会開催方法の変更について (案)

1 提案内容

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、「第 36 回自治体学会くまもと大会」は現地開催を中止とし、その代替えとして、当初予定の日程で、オンライン会議で行うこととした。

そのため、2022 年度の自治体が会総会については、一堂に会する会議ではなく、2020 年度、2021 年度と同様に、自治体学会細則 7 に基づいて、書面による会議で開催する。

2 説明

自治体学会規約では、第 16 条 1 項において、「理事長は、毎年少なくとも 1 回総会を招集しなければならない」と規定されており、総会における議事は第 19 条 1 項において、「総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。」と規定されている。このことを踏まえると、総会は一堂に会する会議を想定しており、時期は各年の大会に合わせて開催するのが通例となっている。

2022 年度については、大会がWEBを活用した大会のため、一堂に会する場は設定できないので、2020 年度、2021 年度と同様に、書面による会議とするものである。

2021年度の評議員会で、第6号議案のとおり、自治体学会細則の改正を提案し、総会の開催方法について、根拠を定めた。

2022 年度の総会の開催法については、改正された自治体学会細則 7 に基づいて、総会を書面会議で開催できるように、1 のとおり提案するものである。

<参考>自治体学会細則(抜粋)

7 会議開催の特例

総会、評議員会、理事会の会議において、一堂に会する会議を開催できない事情がある場合は、書面、電子メール、WEBその他の意見交換方法を用いた会議により開催できるものとする。

この場合において、総会の議長については、2の限りでない。